

2月17日(月)から、確定申告が始まります

今年も所得税・事業所得税・住民税（市・県民税などの申告受付が2月17日(月)から3月17日(月)まで行われます。

これは、市民の皆さんが昨年1年間（平成14年1月1日～12月31日）に得た総収入を申告していただくものです。



申告はお早めに！

吉川市の会場では、**住宅借入金等特別控除・譲渡所得・青色申告・損失の申告**などはできません。
これらの申告をする方は、**越谷税務署(☎965・8111)**へお問い合わせください。

所得税

●申告は正しくお早めに

越谷税務署では、確定申告の必要があると思われる方に、確定申告書を送付していますが、確定申告書が届かない方でも一定の要件に当てはまる場合には、確定申告書を提出する必要があります。

●確定申告が必要な方

次の方は、確定申告書を提出しなければなりません。

- ◆自営業などの事業所得や不動産所得、譲渡所得などの平成十四年中の合計所得金額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額を超えている方
- ◆サラリーマンの方のうち：
 - ①所得の年収が二千万円を超えている方
 - ②二方以上から給与を受けている方
 - ③給与所得や退職所得以外の所得金額が二十万円を超えている方
- ◆平成十四年中に土地や建物などを売った方

●確定申告すると

所得税が還付される方

確定申告をする必要のないサラ

リーマンの方でも、次の方は還付申告をすることができます。

- ①多額の医療費を支払った方
- ②マイホームなどを住宅ローンなどで取得した方
- ③災害や盗難に遭った方
- ④平成十四年の途中で退職した場合などで年末調整が済んでいない方

※なお、おむつ代の医療費控除を行うのが二年目以降の方で、介護保険の要介護認定を受けている方には、従来の「おむつ使用証明書」に代えて、市で発行する証明書を提出できる場合があります。

問合せ いきいき推進課

直通 ☎ 511-2100

●納税は期限内に

納入期限は三月十七日

振替納税は四月二十一日

確定申告による所得税の納入期限は申告期限と同じ三月十七日(月)です。納入期限を過ぎると、未納になっている税額に対して延滞税が掛かりますので、期限内に必ず納入してください。

また、納税は安全で便利な口座振替をお勧めします。振替納税をご利用の際は、振替日が四月二十